

令和5年度

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の三第6項に基づく一般廃棄物処理施設維持管理の状況

施設名 妙高クリーンセンター
所在 妙高市大字高柳931番地1

1.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の五の2第1号のイに関する資料

炉番号	処分した 廃棄物の	令和5年									令和6年			計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1系炉	一般廃棄物	512,470	704,850	763,070	478,640	657,590	753,770	643,000	308,970	378,710	314,850	307,850	316,510	6,140,280
2系炉	一般廃棄物	505,820	99,500	0	282,370	169,520	0	179,770	334,160	427,970	323,650	357,240	303,090	2,983,090
合計		1,018,290	804,350	763,070	761,010	827,110	753,770	822,770	643,130	806,680	638,500	665,090	619,600	9,123,370

※基幹改良工事による停止期間が2系炉のほうが多かったため差がある。

2.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の五の2第1号のロに関する資料

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（ごみ処理施設）
ト：燃焼室中の燃焼ガスの温度 測定箇所：焼却炉 炉頂部
リ：集じん器に流入する燃焼ガスの温度 測定箇所：ろ過式集塵器入口
ヲ：煙突からは排出される一酸化炭素の濃度 測定箇所：煙突入口
測定年月日：各月の最初の焼却日

1系炉	令和5年									令和6年			単位	基準値
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ト	902	851	953	862	864	861	865	886	864	863	862	850	℃	800℃以上
リ	174.3	195.2	194.7	186.7	204.6	200.0	197.5	189.3	172.3	193.1	184.7	197.3	℃	210℃以下
ヲ	27.0	26.9	11.1	29.4	26.2	6.0	36.1	48.1	22.7	35.2	22.2	21.9	ppm	100ppm以下

2系炉	令和5年									令和6年			単位	基準値
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ト	900	860	-	881	896	-	881	872	886	891	877	855	℃	800℃以上
リ	190.9	190.0	-	184.5	185.8	-	189.3	189.1	171.4	189.5	184.9	175.0	℃	210℃以下
ヲ	94.2	51.6	-	79.2	60.8	-	26.2	36.6	40.5	30.0	30.9	35.7	ppm	100ppm以下

3.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の五の2第1号のハに関する資料

排ガス冷却設備及び排ガス処理設備のばいじん除去を行った年月日

- ・排ガス冷却設備：各系のガス冷却室内ダスト掻寄機及びダスト二重ダンパにより常時排出
- ・排ガス処理設備：各系のろ過式集じん器内ダスト掻寄機及びダスト二重ダンパにより常時排出

4.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の五の2第1号のニに関する資料

1系炉

排ガス中のダイオキシン類測定結果

測定頻度：年1回

排ガスを採取した場所：煙突入口

	1系炉	2系炉
排ガスを採取した日	令和5年12月5日	令和5年12月5日
測定の結果が得られた日	令和5年12月20日	令和5年12月20日
測定の結果	1.4ng/Nm3	1.4ng/Nm3

※ダイオキシン類対策特別措置法により既設炉の排出基準は5.0ng/Nm3となっている。

排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度測定結果

測定頻度：年2回

排ガスを採取した場所：煙突入口

		1系炉	2系炉	1系炉	2系炉
排ガスを採取した日		令和5年7月18日	令和5年7月18日	令和6年2月9日	令和6年2月9日
測定の結果が得られた日		令和5年8月4日	令和5年8月4日	令和6年3月1日	令和6年3月1日
測定の結果	硫黄酸化物	0.033m3/ h r	0.077m3/ h r	0.025未満m3/ h r	0.025未満m3/ h r
	ばいじん	0.01未満 g /m3	0.02未満 g /m3	0.01未満 g /m3	0.01未満 g /m3
	塩化水素	120m g /m3	100m g /m3	14m g /m3	18m g /m3
	窒素酸化物	60 c m3/m3	96 c m3/m3	52 c m3/m3	56 c m3/m3

令和5年度

施設名 妙高高原最終処分場
所在 妙高市二俣2805番地

1.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の五の2第4号のイに関する資料

処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 単位：kg

処分した廃棄物の種類	令和5年									令和6年			計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
固化灰等	0	316910	0	0	173220	0	0	305070	0	0	0	0	795,200
シュレッダーダスト	7710	17780	21500	13950	8590	17750	3150	16820	0	0	0	0	107,250
脱水汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7,710	334,690	21,500	13,950	181,810	17,750	3,150	321,890	0	0	0	0	902,450

2.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の五の2第4号のロに関する資料

擁壁等の損傷の点検に関する事項

- (1)点検を行った年月日及び結果：外観点検 毎週火曜日（積雪期を除く）
- (2)擁壁等が損傷する恐れがあると認められた年月日及び当該措置の内容：なし

3.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の五の2第4号のハに関する資料

遮水工の遮水効果の点検に関する事項

- (1)点検を行った年月日及び結果：外観点検-毎週火曜日（積雪期を除く） 警報機-常時監視
- (2)遮水工の遮水効果が低下する恐れがあると認められた年月日及び当該措置の内容：なし

3.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の五の2第4号の二に関する資料

ダイオキシン類測定結果

測定頻度：年1回

(1) 採取した場所：地下水（上部）

(2) 採取した日	令和5年11月7日
(3) 測定の結果が得られた日	令和5年12月28日
(4) 測定の結果	0.067pg-TEQ/L

※ダイオキシン類対策特別措置法により排出基準は1pg-TEQ/Lとなっている。

(1) 採取した場所：地下水（下部）

(2) 採取した日	令和5年11月7日
(3) 測定の結果が得られた日	令和5年12月28日
(4) 測定の結果	0.064pg-TEQ/L

※ダイオキシン類対策特別措置法により排出基準は1pg-TEQ/Lとなっている。

(1) 採取した場所：放流水

(2) 採取した日	令和5年11月7日
(3) 測定の結果が得られた日	令和5年12月28日
(4) 測定の結果	0.000087pg-TEQ/L

※ダイオキシン類対策特別措置法により排出基準は10pg-TEQ/Lとなっている。

4.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の五の2第4号のホに関する資料

地下水に関する事項

(1)水質検査を行った年月日及び結果

(2)水質検査の結果で異常があると認められた年月日及び当該措置の内容

地下水		採取場所	地下水（上部）		地下水（下部）	
		検体名	電気伝導率 μ S/cm	塩化物イオン mg/L	電気伝導率 μ S/cm	塩化物イオン mg/L
採取月日	測定結果 報告日		異常な上昇がないこと		異常な上昇がないこと	
4月11日	4月28日		253	8.8	167	8.1
5月18日	6月1日		234	13.0	156	6.8
6月13日	6月19日		166	2.8	154	6.7
7月11日	7月25日		169	3.7	150	6.6
8月8日	8月25日		164	2.6	149	6.4
9月12日	9月25日		177	2.5	154	6.4
10月19日	10月23日		321	8.9	157	6.9
11月7日	11月27日		406	12.0	147	7.5
12月5日	12月20日		391	12	154	7.5
1月9日	1月22日		490	15.0	188	8.3
2月7日	2月13日		427	14	177	9.3
3月5日	3月13日		353	11	170	8.8

5.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の五の2第4号のヘに関する資料

調整池の点検に関する事項

(1)点検を行った年月日及び結果：外観点検 毎週火曜日（積雪期を除く）

(2)調整池の機能の状態で異常があると認められた年月日及び当該措置の内容：なし

6.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の五の2第4号のトに関する資料

浸出液処理設備の点検に関する事項

(1)点検を行った年月日及び結果：毎週火曜日

(2)浸出液処理設備の機能の状態で異常があると認められた年月日及び当該措置の内容：なし

7.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の五の2第4号のチに関する資料

保有水等の防凍のための措置の点検に関する事項

(1)点検を行った年月日及び結果：毎週火曜日

(2)保有水等の防凍のための措置に異常があると認められた年月日及び当該措置の内容：なし

8.廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の五の2第4号のリに関する資料

残余の埋立容量に関する事項：年1回

測量を行った年月日及び結果

測量：令和5年12月6日

算定：令和6年1月26日

埋立容量：40,033m³

埋立済容量：28,033m³（70.0％）

残余容量：12,000m³